

# Financial Services Tax News

Financial Services Tax Group

July 2006

私たち税理士法人プライスウォーターハウスクーパースは、全世界148カ国に13万人のスタッフを擁する世界最大級の会計事務所プライスウォーターハウスクーパース(PwC)の日本におけるメンバーファームです。日本最大級のタックスアドバイザーとして、公認会計士、税理士等約350人のスタッフから成る専門家集団であり、そのうち約80名が金融部に所属しています。

PwCのグローバルネットワークの価値を最大限に活用しつつ、日本を拠点として世界を舞台に事業展開される企業にValue for Moneyとしてご満足いただけるサービスを提供することが私たちの理念です。

本Tax Newsでご紹介するのは、一般的な事例を前提としておりますので、個別案件への応用またはより専門的な案件の取引への取組に際しましては、是非私どもの金融部を皆様の良きパートナーとしてご利用下さい。

**税理士法人  
プライスウォーターハウスクーパース  
金融部**

〒100-6015  
東京都千代田区霞が関3丁目2番5号  
霞が関ビル15階  
電話：03-5251-2400(代表)  
<http://www.pwc.com/jp/tax>

\*connectedthinking

© 2006 税理士法人プライスウォーターハウスクーパース  
\*connectedthinking は、プライスウォーターハウスクーパースLLPの商標です。

## 過少資本税制に関する 平成18年度税制改正

日本で事業を営む外国法人の日本子会社(外国法人の日本支店を含む)が資金調達する際、海外親会社からの資本受入れの代わりに資金借入れで調達することにより、借入金の利子が経費となることを利用して、税負担の軽減を図ることが考えられます。このような日本の課税ベースの減少をもたらす行為を防止する税務上の仕組みとして、わが国においては、過少資本税制が設けられています。

これは、国外支配株主等に対する利付負債の平均残高がその国外支配株主等の資本持分の3倍(あるいは類似法人の負債資本比率)を超える場合には、その事業年度において国外支配株主等に支払う負債の利子のうち、その超過額に対応する部分の金額を損金の額に算入しないというものです。

平成18年度税制改正において、第三者からの借入れについても、これに対して国外支配株主等が保証を付した場合等には過少資本税制の適用対象に含めることとなりました。また、借入れと貸付けの対応関係が明らかな債券現先取引等に係る負債がある場合には過少資本税制の適用対象となる負債から控除できる特例も設けられました。そこで本稿では、その概要をご紹介します。

## 1. 対象となる負債およびその負債の利子の範囲の拡大

従来は、外資系企業の日本子会社等が国外支配株主等から保証を得て銀行等の第三者から融資を受けるような場合は、当該第三者からの借入れについては過少資本税制の規制の対象とはされていませんでした。しかし平成18年度税制改正により、第三者から資金を借入れた場合でも、国外支配株主等が保証を付した場合等は、当該借入れを過少資本税制の適用対象となる負債に含めることとされました。

具体的には以下のものが過少資本税制の適用対象に追加されました。

- (1) 国外支配株主等から債務の保証を受けることにより第三者より資金の供与を受けた場合の負債、第三者に支払うその負債の利子および国外支配株主等に支払う債務の保証料
- (2) 国外支配株主等から貸付けられた債券(国外支配株主等から債務の保証を受けることにより第三者から貸付けられた債券を含む)を担保に第三者より資金の提供を受けた場合(債券現先取引での譲渡、現金担保付債券貸借取引での貸付を含む)の負債、第三者に支払うその負債の利子および債券の使用料並びに国外支配株主等に支払う債券の使用料および債務の保証料

対象となる負債およびその負債利子の範囲の拡大に加えて、新税法では、上述(1)および(2)の第三者および国外支配株主等が第三者を通じて内国法人に対して資金を供与したと認められる場合における当該第三者を新たに「資金供与者等」として定義し、過少資本税制の規制の対象とすることとしました。

上記改正は、平成18年4月1日以後に開始する事業年度の法人税について適用されます。なお、既に締結済みの保証契約等についても適用されますのでご留意下さい。

## 2. 特定債券現先取引等に関する適用除外

- (1) 過少資本税制対象負債からの控除の特例

国外支配株主等および資金供与者等に対する負債のうち、借入れと貸付けの対応関係が明らかな特定債券現先取引等がある場合には、国外支配株主等および資金供与者等に対する負債および国外支配株主等および資金供与者等に支払う負債の利子等の額から、特定債券現先取引等に係るものを控除することとされました。

(注) 特定債券現先取引等とは、現金担保付債券貸借取引で借入れた債券又は債券現先取引で購入した債券を、現金担保付債券貸借取引で貸付ける場合又は債券現先取引で譲渡する場合の当該現金担保付債券貸借取引又は債券現先取引をいいます。

- (2) 資本持分の判定基準

この特例を適用する場合、国外支配株主等および資金供与者等に対する利付負債に係る平均残高の、国外支配株主等の資本持分に対する倍数および総負債に係る平均残高の自己資本の額に対する倍数は、3倍ではなく2倍とされます。ただし、この場合でも、2倍という倍数に代えて、類似法人の負債資本比率を用いることが可能です。

上記改正は、平成18年4月1日以後に終了する事業年度の法人税について適用されます。

より詳しい情報につきましては下記担当者にご連絡ください。

パートナー	藤本幸彦	03-5251-2423	sachihiko.fujoto@jp.pwc.com
	大石克洋	03-5251-2565	katsuyo.oishi@jp.pwc.com
	松田結花	03-5251-2556	yuka.matsuda@jp.pwc.com
	飯村鉄雄	03-5251-2834	tetsuo.iimura@jp.pwc.com
	鬼頭朱実	03-5251-2461	akemi.kitou@jp.pwc.com
	レイモンド・カーン	03-5251-2909	raymond.a.kahn@jp.pwc.com
	スチュアート・ポーター	03-5251-2944	stuart.porter@jp.pwc.com
シニア・マネージャー	高木宏	03-5251-2788	hiroshi.takagi@jp.pwc.com
	高野公人	03-5251-2698	kimihito.takano@jp.pwc.com
	マーク・リム	03-5251-2867	lim.marc@jp.pwc.com
マネージャー	鈴木俊二	03-5251-2483	shunji.suzuki@jp.pwc.com
	中村賢次	03-5251-2589	kenji.nakamura@jp.pwc.com
	川崎陽子	03-5251-2450	yoko.kawasaki@jp.pwc.com
	梶原みゆき	03-5251-2520	miyuki.kajiwara@jp.pwc.com
	斎木信幸	03-5251-2570	nobuyuki.saiki@jp.pwc.com
	清宮陽二	03-5251-2303	yoji.kiyomiya@jp.pwc.com
	トム・ビッドウェル	03-5251-6604	tom.bidwell@jp.pwc.com
	箱田晶子	03-5251-2486	akiko.hakoda@jp.pwc.com
	佐々木真美	03-5251-2471	mami.sasaki@jp.pwc.com
	今村恭子	03-5251-2855	kyoko.imamura@jp.pwc.com
	松永智志	03-5251-2586	satoshi.matsunaga@jp.pwc.com
	左右浩正	03-5251-2481	hiromasa.sayu@jp.pwc.com